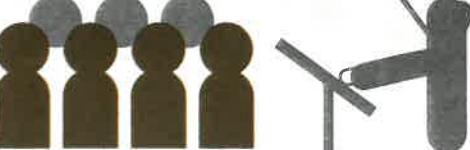


中小企業のための

法務講座



香港での相続手続き③

不可能な状態などの場合で
相続手続きは、相続争いが
なく順調な場合でも、1年から1年半はかかる場合があります。

G 相続手続きにかかる時間

相続手続きは、相続争いがなく順調な場合でも、1年から1年半はかかる場合があります。裁判所からの遺産管理状を執行し、銀行から送金してもらうだけでも2~3ヶ月くらいはかかる場合もあります。ただし相続管理人が高齢の場合には、裁判所も考慮してくれて特別に通常より早く処理してくれる場合があります。

F 相続手続きの方
相続手続きには3つの方法があります。

1 遺言 (Will) がある場合の手続き (Testate)

2 遺言なしの申請 (Grant of Administration)

3 遺産管理 (遺産管理)
①・②のコンビネーション
つまり、遺言があつたものの、
遺言の中に誰が執行人 (Executor) であるのかの記載がない

その遺言で遺言執行人に指名された者が、裁判所に申請し、裁判所からの様々な審問や疑問に疑いのないレベルまで答えるとプロベートの授与書 (Grant Of Probate) が得られ香港内にある全ての相続資産を動かし、相続人に分配する責任を負います。

1 遺言 (Will) がある場合の手続き (Testate)
有効な遺言がある場合、その遺言で遺言執行人に指名された者が、裁判所に申請し、裁判所からの様々な審問や疑問に疑いのないレベルまで答えるとプロベートの授与書 (Grant Of Probate) が得られ香港内にある全ての相続資産を動かし、相続人に分配する責任を負います。

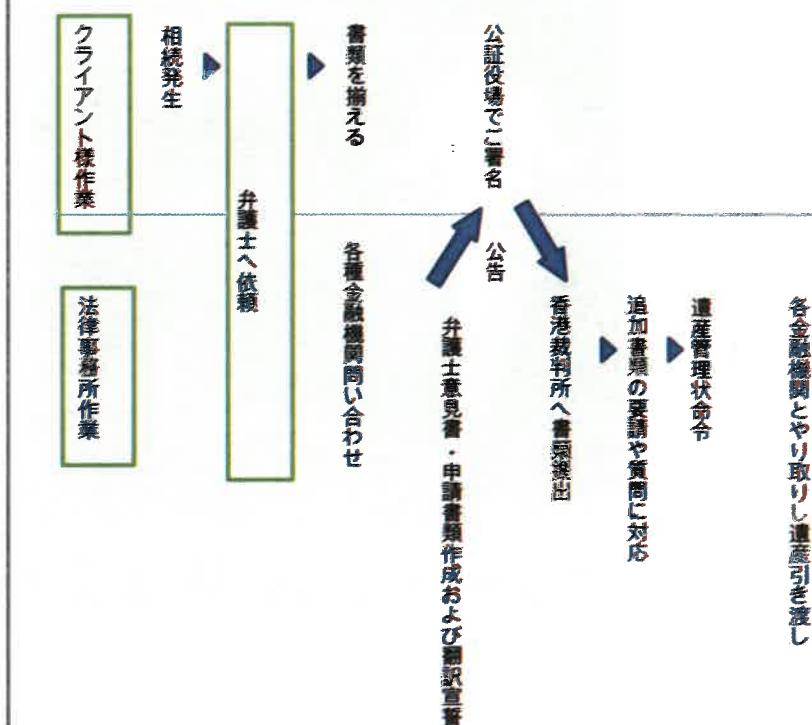
H 香港に資産のある日本在住者の相続
相続裁判所では、相続裁判所を経て、遺産管理人が申し立てをする場合は、相続裁判所から、遺産管理人以外に香港にいる保証人を求められます。しかもその保証人は、各々香港に被相続人の健康精神的に執行人との義務を果たすことが

今まで当事務所で請け負った案件で圧倒的に多いパターンは、日本人で日本在住者が遺言書なしで争いなくお亡くなりになるパターンです。日本人が中国の健康精神的に執行人としての義務を果たすことがあります。香港の弁護士にやシンガポールでお亡くなったりになった、或いは、被委任することで、この保証

A 章の第3条および4) に認証規則 (香港法律第10章) の第3条および4) により、有料無料を問わず、相続人、あるいは香港法の弁護士以外の者が、香港の相続業務を代行・サポートすることは禁じられておりますので依頼をする場合は、資格者 (香港における登録更新している香港法弁護士) かどうかにお気をつけ下さい。

(このシリーズは2カ月に1回掲載します)

香港での相続手続きの主な流れ



筆者紹介

ANDY CHENG 鄭國有
弁護士 中國委託公証人 アンディ・チエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

人や保険料 (条件あり) が免除されます。

予想だにしない新型コロナにより香港への入国が難しい状況が長らく続いていることが可能ですが、その後の各金融期間からの資産の移転や香港法人の株式譲渡などの手続きに関しても全て香港にお越しにならざとも手続きを全て完了することができます。まずは資産を確定させてからプロベート手続きを行うかを決めてよいでしょう。

なお、争いのない相続をする場合は、相続裁判所から、遺産管理人以外に香港にいる保証人を求められます。しかもその保証人は、各々香港に被相続人の健康精神的に執行人としての義務を果たすことがあります。香港の弁護士にやシンガポールでお亡くなったりになった、或いは、被委任することで、この保証

相続人が香港人で相続人が日本人などのケースも様々手がけた経験がありますので、まずはご相談下さい。

お亡くなりになつた方が香港に資産があることは薄々分かるが、いくらの資産があるか分からず、弁護士費用をかけてまでプロベートの手続きをするべきかお困りの方もいらっしゃいます。

が、香港の銀行へ資産の問い合わせを代行することは比較的費用をかけずにできます。まずは資産を確定させてからプロベート手続きを行ふかを決めてよいです。

相続手続きは、相続争いがなく順調な場合でも、1年から1年半はかかる場合があります。裁判所からの遺産管理状を執行し、銀行から送金してもらうだけでも2~3ヶ月くらいはかかる場合もあります。ただし相続管理人が高齢の場合には、裁判所も考慮してくれて特別に通常より早く処理してくれる場合があります。

相続手続きは、相続争いがなく順調な場合でも、1年から1年半はかかる場合があります。裁判所からの遺産管理状を執行し、銀行から送金してもらうだけでも2~3ヶ月くらいはかかる場合もあります。ただし相続管理人が高齢の場合には、裁判所も考慮してくれて特別に通常より早く処理してくれる場合があります。

相続手続きは、相続争いがなく順調な場合でも、1年から1年半はかかる場合があります。裁判所からの遺産管理状を執行し、銀行から送金してもらうだけでも2~3ヶ月くらいはかかる場合もあります。ただし相続管理人が高齢の場合には、裁判所も考慮してくれて特別に通常より早く処理してくれる場合があります。

相続手続きは、相続争いがなく順調な場合でも、1年から1年半はかかる場合があります。裁判所からの遺産管理状を執行し、銀行から送金してもらうだけでも2~3ヶ月くらいはかかる場合もあります。ただし相続管理人が高齢の場合には、裁判所も考慮してくれて特別に通常より早く処理してくれる場合があります。